

普通預金（決済用・無利息）特約

当行は、お客さまから当行所定のこの預金の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、この預金に係る契約が成立するものとします。

1（非付利）

普通預金（決済用・無利息）をお申しいただいた場合、当該普通預金（総合口座取引における普通預金を含みます。）につきましては、利息はつけないものといたします。

2（手数料）

普通預金（決済用・無利息）の口座開設および維持、利用に関して、銀行が必要と認めた場合には、所定の手数料を徴求することができるものとします。なお、この場合には、あらかじめその内容を銀行の店舗内に掲示するなど当行所定の方法により告知いたします。

手数料は、当該口座より払戻請求書によらず銀行が定める所定の日に口座振替により支払うものとします。なお、銀行が受入れた手数料は、この預金口座を解約または本特約を解除し普通預金へ変更しても返却しないものとします。また、残高不足等の事由により手数料の口座振替ができなかった場合には、銀行は預金者に通知することなくこの預金口座を解約できるものとします。

3（規定の準用）

本特約で定めない事項につきましては、普通預金規定（または総合口座規定）および各サービス規定により取り扱います。ただし、本特約で定める事項は各規定に優先して適用するものとします。

4（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上
(2020. 4. 1)